

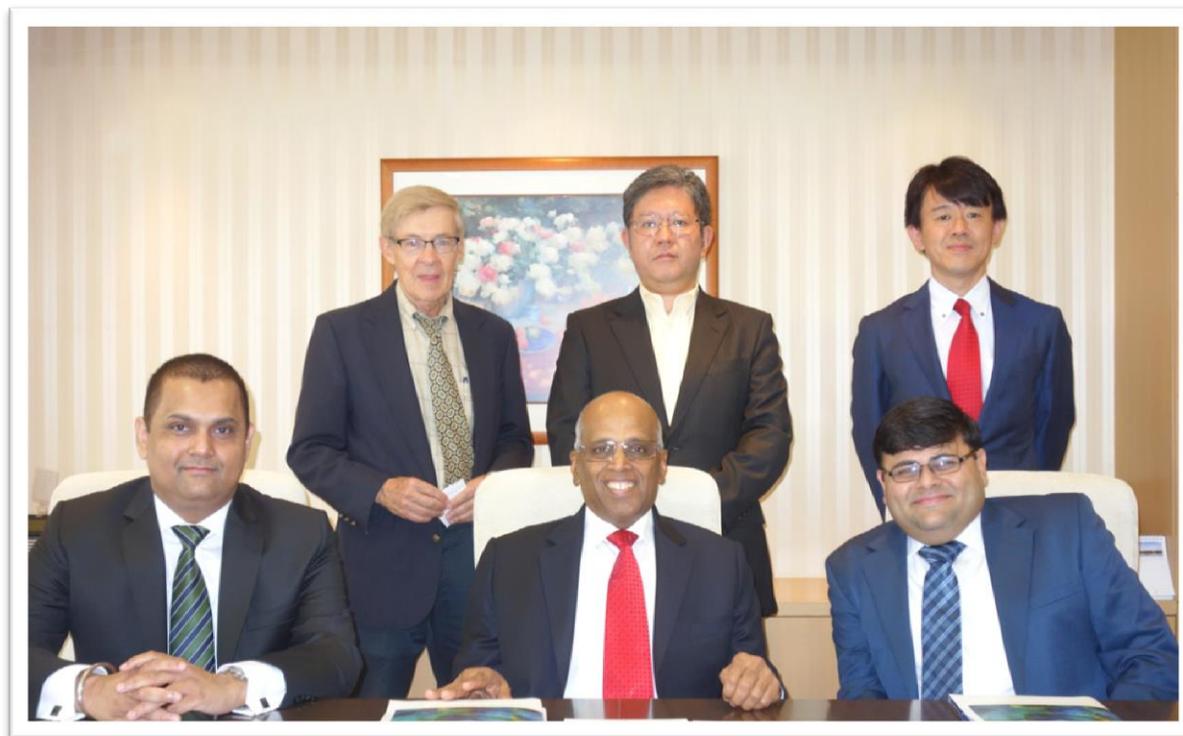
インド弁護士 Lakshmikumaran 氏、Sudish Sharma 氏、 Abir Roy 氏が当事務所を表敬訪問(2017年5月30日)

Lakshmikumaran & Sridharan

- 表敬訪問をした Lakshmikumaran 氏が 1985 年に設立した、フルサービスを提供する法律事務所。
- インドの主要都市に加え、英国、スイスにオフィスを有する。インド法律事務所の中では 7~8 位程度の規模。
- 日本デスクを置き、多くの日本企業をクライアントとする。表敬訪問をした、Sharma 氏、Roy 氏が日本デスクの主要メンバーを務める。

インドの法環境に関するアップデート

- 25 年に渡りインド投資における government route の承認機関として機能してきた FIPB が廃止されることになった。今後は、関係各機関に直接承認を求めることになる。ここ数年のさらなる自由化により government route が限定的になったことを受ける。
- 各種間接税の Goods and Service Tax (GST) への一本化が本年 7 月 1 日に予定されている。年初に、施行予定日が 4 月 1 日から 7 月 1 日に延期されたが、インド政府は、7 月 1 日の施行を厳守するべく、法整備・インフラ整備 (IT システムの刷新等) を進めている。なお、Lakshmikumaran 氏は、企業のみならず、インド弁護士等の専門家にも、GST 対応に関するアドバイスを行っている。
- <http://www.lakshmisri.com/>



(前列左から) Sudish Sharma 氏、V. Lakshmikumaran 氏、Abir Roy 氏
(後列左から) Pickard ニューヨーク州弁護士、小川弁護士、雨宮弁護士